

児童ポルノ事案における児童相談所の対応について

1. 児童相談所が受ける児童ポルノ事案の相談種別

虐待相談

- 保護者による性的虐待である場合

非行相談

- 非行相談の過程で児童ポルノの事実が発見された場合

育成相談

- 育成相談の過程で児童ポルノの事実が発見された場合

2. 上記の相談の始まり

警察から	通告	通告	—
子ども本人から	相談	—	—
保護者・親族から	相談・通告	相談	相談
学校等から	相談・通告	相談	相談

※ 児童相談所の相談対応は、子どもや保護者あるいはいずれかの機関から相談・通告があって開始される。

児童相談所の体制強化 【平成28年10月施行（※）・公布日施行】

（※研修義務付けは平成29年4月施行）

考え方

- 児童虐待の相談対応件数は増加が続く一方、児童の心理、健康・発達や、法律に関する専門的知識・技術等を要する複雑・困難なケースも増加している。
業務量に見合った児童相談の体制や専門性を確保する必要がある。

改正法による対応

- 都道府県は、児童相談所に、①児童心理司、②医師又は保健師、③指導・教育担当の児童福祉司（スーパーバイザー）を置くとともに、弁護士の配置又はこれに準ずる措置（※）を行う。
 - ※ 法改正による制度面での強化と併せて、財政面でも「児童相談所強化プラン」を策定し地方交付税措置の拡充を行う。
 - ※ 「弁護士の配置に準ずる措置」とは
 - 弁護士を配置することと実質的に同等であると客観的に認められる措置である必要。
 - ・都道府県ごとに、区域内の人口等を勘案して中央児童相談所等に適切な数の弁護士を配置し、弁護士が配置されていない児童相談所との間における連携・協力を図ること等を想定。
 - ・単に法令事務の経験を有する行政職員を配置すること等は含まれない。
- 児童福祉司（スーパーバイザーを含む）について、国の基準に適合する研修の受講を義務付け。
 - ※ 併せて、社会福祉主事を児童福祉司として任用する場合には、任用前の指定講習会の受講を義務付け。

<新たに児童相談所に配置する専門職の任用要件>

	児童心理司	指導・教育担当の児童福祉司
任用の要件	<ul style="list-style-type: none"> ・精神保健に関する学識経験を有する医師 ・大学において心理学を専攻した者 	<ul style="list-style-type: none"> ・概ね5年以上、児童福祉司としての勤務経験を有する者

児童相談所強化プラン(概要)

1. 目的

(平成28年4月25日厚生労働省児童虐待防止対策推進本部決定)

「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」(平成27年12月21日子どもの貧困対策会議決定)に基づき、児童相談所の体制及び専門性を計画的に強化するため、「児童相談所強化プラン」を策定する。(平成28年度から31年度まで)

2. 内容

① 専門職の増員等

- 児童相談所の専門職を大幅に増員。
- 児童福祉司の配置標準について、人口に加え、虐待相談対応を考慮。
- 弁護士の配置を積極的に推進。

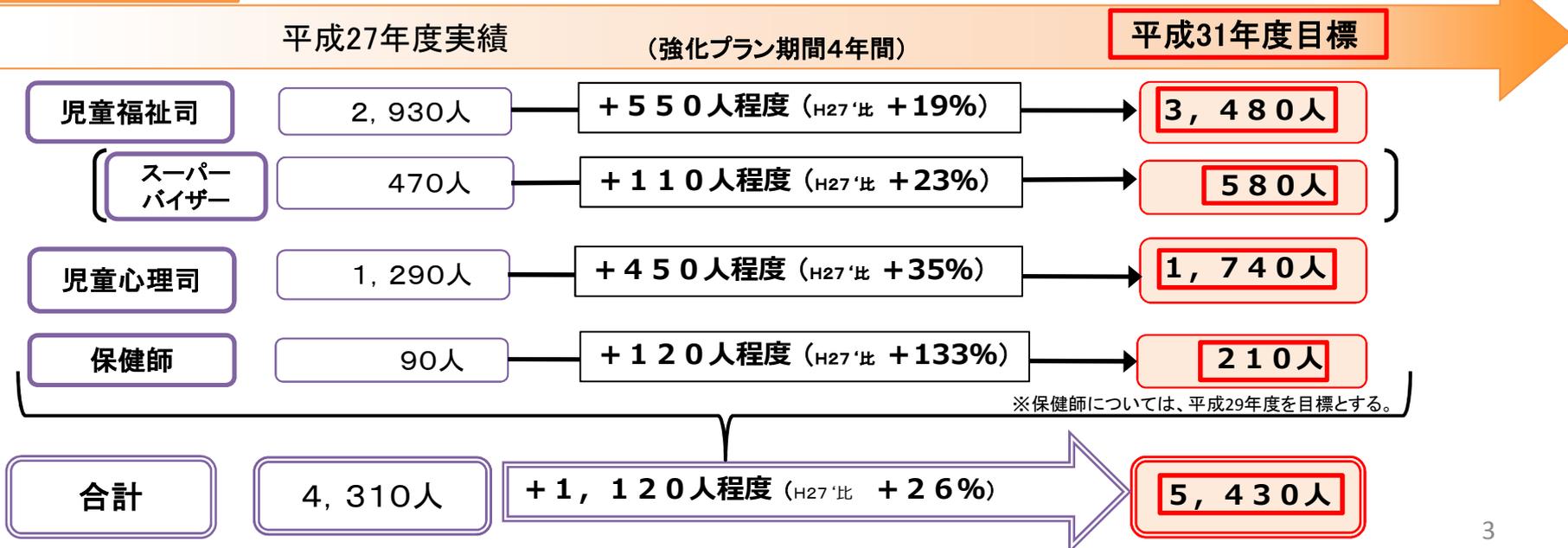
② 資質の向上

- 児童福祉司、スーパーバイザーの研修受講を義務化。
- 児童福祉司に任用される社会福祉主事の任用前講習受講を義務化。

③ 関係機関との連携強化等

- アセスメントツール(共通基準)を作成し、児童相談所と市町村の役割分担を明確化。
- 市町村における要保護児童対策地域協議会の設置を徹底。調整機関に専門職を置き研修受講を義務化。
- 警察と連携し、人事交流や研修等を推進。

3. 専門職の増員目標



※児童相談所の人員体制強化に当たり、上記専門職以外の職員の一部(450人程度)を専門職に振り替える(全体で670人程度の純増)。

子ども家庭福祉人材の専門性確保WG (児童福祉司等の義務化された研修の骨子案について)

改正児童福祉法を踏まえ義務化された、平成29年4月から実施される児童福祉司等に対する研修の内容については、「子ども家庭福祉人材の専門性確保WG(座長 山縣文治:関西大学教授)」により議論・検討が進められ、以下に示す骨子案がとりまとめられた。

	児童福祉司任用前講習会	児童福祉司任用後研修	児童福祉司スーパーバイザー研修	要保護児童対策調整機関専門職研修
到達目標	知識、態度について 82項目	知識、技術、態度について 151項目	知識、技術、態度について 87項目	知識、技術、態度について 219項目
時間数等	30時間(90分×20コマ) 講義を中心に演習と一体的に 実施	30時間(90分×20コマ) 演習を中心に講義と一体的に 実施	28.5時間(90分×19コマ) 演習15コマ、講義4コマ	28.5時間(90分×19コマ) 講義13コマ、演習6コマ
研修期間	5日間程度 (修業期間は概ね1月以内)	5日間程度 (修業期間は概ね6月以内)	OJTをはさんで前期3日 程度、後期3日程度 (修業期間は概ね6月以内)	5日間程度、または3日程度 を2回 (修業期間は概ね6月以内)
実施主体	都道府県、指定都市、児童相談所設置市又は研修を適切に実施すると認められる団体として都道府県等から委託を受けた法人 ※スーパーバイザー研修については、平成29年度は試行的実施			
講師	講師は各科目を教授するのに適当な者であること			
研修の 修了	振り返り(レポート作成等)、修了証の交付、修了の記録(修了者名簿等による管理)			

平成29年6月29日

児童福祉司任用前講習会			児童福祉司任用後研修			児童福祉司スーパーバイザー研修			要保護児童対策調整機関専門職研修		
番号	科目	コマ数	番号	科目	コマ数	番号	科目	コマ数	番号	科目	コマ数
1	子どもの権利擁護	1	1	子ども家庭支援のためのケースマネジメント	4	1	子どもの権利擁護と子ども家庭福祉の現状・課題	1	1	子どもの権利擁護と倫理	1
2	子ども家庭福祉における倫理的配慮	1	2	子どもの面接・家族面接に関する技術	1	2	スーパービジョンの基本（講義）	1	2	子ども家庭相談援助制度及び実施体制	1
3	子ども家庭相談援助制度及び実施体制	1	3	児童相談所における方針決定の過程	1	3	子ども家庭支援のためのケースマネジメント	2	3	要保護児童対策地域協議会の運営	2
4	子どもの成長・発達と生育環境	2	4	社会的養護における自立支援	3	4	子どもの面接・家族面接に関する技術	1	4	会議の運営とケース管理	1
5	ソーシャルワークの基本	1	5	関係機関（市区町村を含む）との連携・協働と在宅支援	3	5	関係機関（市区町村を含む）との連携・協働と在宅支援	1	5	児童相談所の役割と連携	1
6	子ども家庭支援のためのケースマネジメントの基本	3	6	行政権限の行使と司法手続き	2	6	行政権限の行使と司法手続き	1	6	子ども家庭相談の運営と相談援助のあり方	2
7	児童相談所における方針決定の過程	1	7	子ども虐待対応	4	7	子ども虐待対応	4	7	社会的養護と市区町村の役割	1
8	社会的養護における自立支援	2	8	非行対応	2	8	非行対応	1	8	子どもの成長・発達と生育環境	1
9	関係機関（市区町村を含む）との連携・協働と在宅支援	2				9	社会的養護における自立支援とファミリーソーシャルワーク	2	9	子どもの生活に関する諸問題	1
10	行政権限の行使と司法手続き	1				10	スーパービジョンの基本（演習）	3	10	子ども家庭支援のためのソーシャルワーク	2
11	子ども虐待対応の基本	3				11	子どもの発達と虐待の影響、子どもの生活に関する諸問題	1	11	子ども虐待対応	3
12	非行対応の基本	1				12	ソーシャルワークとケースマネジメント	1	12	母子保健の役割と保健機関との連携	1
13	障害相談・支援の基本	1							13	子どもの所属機関の役割と連携	1
									14	子どもと家族の生活に関する法と制度の理解と活用	1
合計 20コマ【30時間】			合計 20コマ【30時間】			合計 19コマ【28.5時間】			合計 19コマ【28.5時間】		

※ 1コマ＝90分 ※ 科目の番号は講義、演習の順番を表すものではない。

子どもの虹情報研修センターの事業実績

1. 専門研修の実績

(1) 主な研修内容

【児童相談所関係】

○児童福祉司・心理司・一時保護所職員等合同研修

児童相談所内の児童福祉司、心理司及び一時保護所職員間の連携強化と協働による支援の充実を図ることで、児童相談所の虐待対応における実践力の向上を図る。

○児童相談所児童福祉司スーパーバイザー研修

児童福祉司及び相談担当職員を的確に教育・訓練・指導できるよう、児童虐待等に関する知見をはじめ、援助方針、進行管理、機関連携のあり方等児童福祉司スーパーバイザーとして必要な高度な知識・実務を学ぶ。

【市区町村関係】

○市区町村虐待対応指導者研修

市区町村の児童家庭相談の機能、要保護児童対策地域協議会の充実を図るため、市区町村の指導者に対して、児童虐待に関するより専門的な知識・技術・認識等の向上を図り、組織対応をリードする力を養成する。

【児童福祉施設関係】

○児童養護施設職員指導者研修

児童虐待に関する知見を深め、児童養護施設での適切な援助のあり方を検討し、施設における中心的、指導的職員としての資質の向上を図る。

【医療関係】

○児童相談所・児童心理治療施設・医療機関等意思専門研修

児童虐待における意思の役割を検討するとともに、各機関やネットワークにおける中心的、指導的職員としての資質の向上を図る。

【教育関係】

○教育機関・児童相談所職員合同研修

虐待が子どもの心身に与える影響等について、発達障害や非行との関係も含めて理解し、また家族の抱えた課題について認識を深め、学校・児童相談所・市区町村との連携を中心に、支援のあり方について学ぶ。

※子どもの虹情報研修センター研修概要より

(2) 実績の推移

年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度
実施研修数	29回	26回	28回	27回	25回	25回	25回
参加者数	1,485人	1,559人	1,776人	1,956人	1,876人	1,814人	1,868人

※子どもの虹情報研修センター紀要等より

要保護児童対策調整機関における専門職の配置

考え方

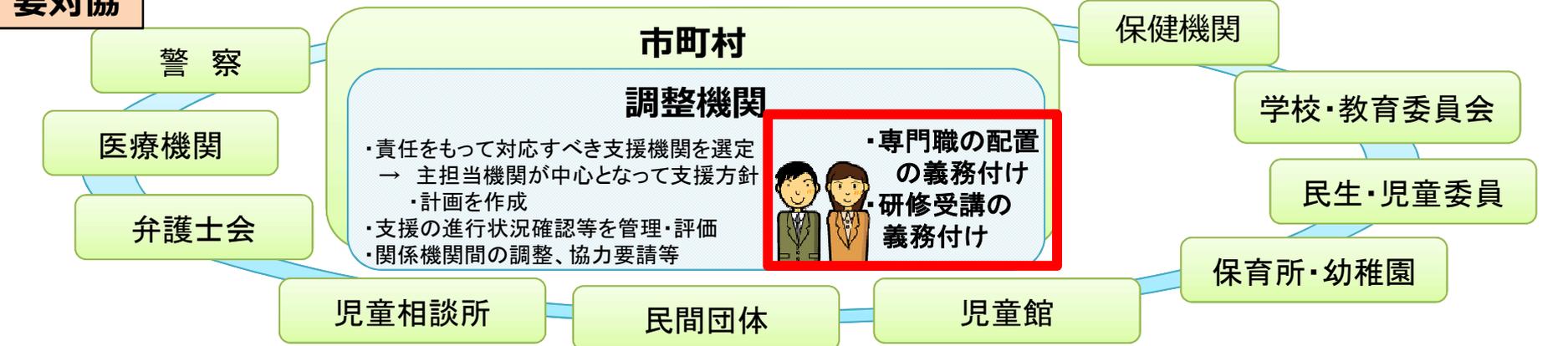
- 要保護児童対策地域協議会(以下「要対協」という。)が設置されている市町村であっても、深刻なケースで連携の漏れが指摘される場合があり、責任をもって関係機関の対応を統括することが必要。
- 要保護児童対策調整機関(以下「調整機関」という。)が、個々のケースに応じて関係機関の対応を統括し、実効ある役割を果たすためには、児童の問題に通じた専門性を有する人材が必要。

改正法による対応

【平成29年4月施行・児童福祉法】

- 調整機関に専門職の配置を義務付け(現行は努力義務)。- 児童福祉司たる資格を有する者、保健師、保育士等
 - 調整機関に配置される専門職に、研修受講を義務付け。
- ※ 要対協の運営の改善策として、①要対協において情報共有すべき児童等の範囲の明確化、②協議に時間を要する場合の主たる支援機関の選定、などの取組を進める。
- ※ 「子ども家庭福祉人材の専門性確保ワーキンググループ」にて、研修科目等を検討

要対協



<調整機関における専門職の配置状況> (平成28年4月1日時点)

区分	市区	町	村	合計
地域協議会設置数	814	736	177	1,727
調整機関における専門職の配置状況	766 94.1%	480 65.2%	122 68.9%	1,368 79.2%

子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業(概要)

(子ども・子育て支援交付金)

1. 事業の目的

要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の調整機関の職員やネットワークを構成する関係機関等の専門性強化及びネットワーク構成員の連携強化を図るとともに、訪問事業との連携により、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に資することを目的とする。

(子ども・子育て支援法第59条第8項に規定される事業)

2. 事業の内容

内閣府所管 年金特別会計 子ども・子育て勘定 子ども・子育て支援交付金
補助率:国1/3(都道府県1/3、市町村1/3) ※国、地方ともに消費税財源

要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、下記の取組に対して支援を行う。

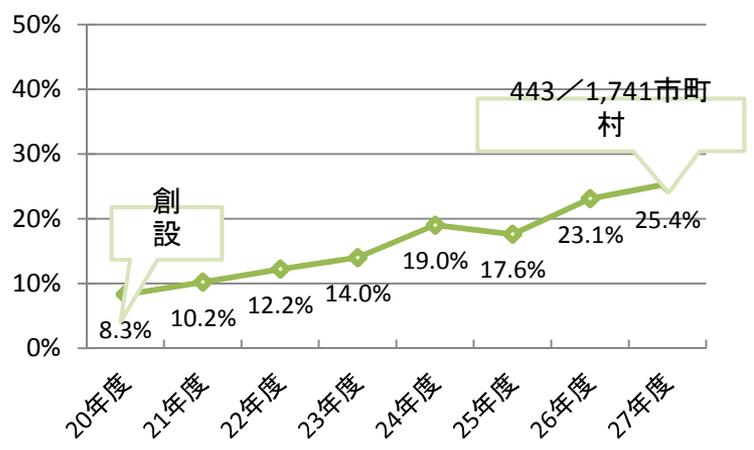
(1)調整機関の職員やネットワーク構成員の専門性強化等

- ① 児童福祉司任用資格取得のための研修受講など
- ② ネットワーク構成員のレベルアップを図るための研修会の開催など
- ③ ・ネットワークと乳児家庭全戸訪問事業等の訪問事業との連携構築
・ネットワークの調整機関による情報収集や、利用者支援事業等との相互の役割分担の調整等

(2)ネットワーク関係機関の連携強化

インターネット会議システムの導入や関係機関の協働によるケース管理などにより、ネットワーク関係機関の迅速な情報共有を図る。

3. 実施率の推移



4. イメージ図



「子どもの心理的負担等に配慮した面接の取組に向けた警察・検察との更なる連携強化について」(H27,10月 総務課長通知)の概要

【通知発出の背景】

心に深い傷を負った子どもに対して面接を行う際は、十分な配慮を要し、子どもの心理的負担の一層の軽減及び子どもから聞き取る話の内容の信用性確保が重要であるため。

【趣旨】

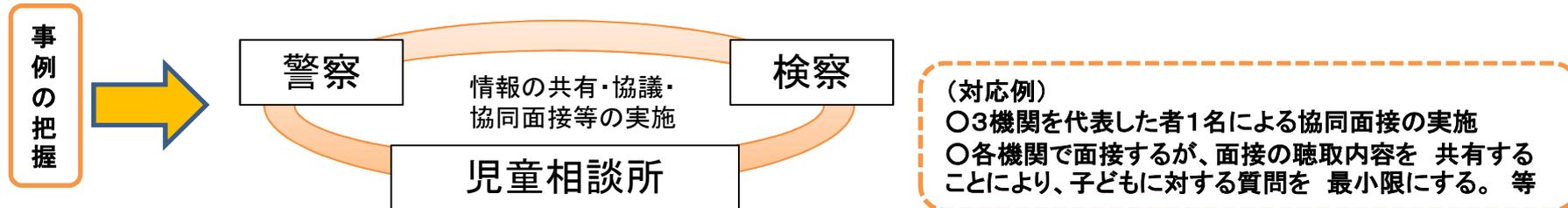
子どもの心理的負担の一層の軽減及び子どもから聞き取る話の内容の信用性確保のため、3機関が連携を強化し、個別事例に応じて、協同面接の実施を含め、子どもの特性を踏まえた面接・聴取方法等について3機関で協議・実施する取組を試行的に実施する。

【協議対象事例】

児童相談所において把握した事例： 刑事事件として立件が想定される重篤な虐待事例など、児童相談所において、子どもの特性を踏まえた面接・聴取方法等について、3機関で協議することが必要と判断した事例
 警察・検察において把握した事例： 刑事事件として立件が想定される重篤な虐待事例など、警察・検察において、要保護児童として児童相談所の関与が必要と判断した事例

【3機関による情報共有及び協議】

- 協議することが必要と判断した事例について、可能な限り速やかに3機関で情報提供
- 子どもの特性を踏まえた面接・聴取方法等を3機関で協議
- 面接において、協同面接の実施など負担軽減方策を実施



【厚生労働省への報告】

都道府県・指定都市・児童相談所設置市は、協議した事例について取組の実施状況を厚生労働省に報告

【その他】 状況に応じて、効果的に行われるよう実施方法を適宜見直す。